

小松加賀環境衛生事務組合職員の懲戒の  
手続及び効果に関する条例

昭和 54 年 3 月 31 日  
条 例 第 5 号

改正 昭和 57 年 12 月 11 日 条例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 前条の規定に基づく職員の懲戒の手続及び効果については、小松市の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 26 年小松市条例第 15 号）を準用する。

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。